

補助金等検証シート

No. 15

所属	人権施策課	会計	1 款	8 項	5 目	4 事業	15 人権教育促進団体助成費
第5次総合計画施策体系	章	1	節	(3)	部門	①	部門名
							人権

1. 補助金の基本データ

(1) 補助金名称	人権教育研究会補助金			
(2) 根拠(条例・規則・要綱名)	生駒市人権教育研究会補助金交付要綱			
(3) 補助金創設年度	平成21 年度	交付区分	団体(固定)	
(4) 補助金の導入経緯及び目的	<p>教師集団が各地で起こっている人権問題を把握・理解し、教育現場において、未来を継いでいく子どもたちに人権尊重のひとつづくりの教育をしていくには、現時点では市内のすべての教員・保育士で構成される人権教育研究会という組織で活動していくのが理想であり、その活動を支援するため補助金を交付することを定めた。(従来、人権教育推進協議会を通じて補助していたが、平成21年度から市直接補助とした)</p> <p>当該補助金(又はその施策・事業)の根拠法・関係省庁(該当する場合のみ)</p> <p>人権教育及び人権啓発の推進に関する法律</p>			
(5) 平成25年度予算額	1,250 千円	財源	国・県補助金	千円
			その他特定財源()	千円
			一般財源	1,250 千円
(6) 平成25年度予算額積算方法	[補助率、補助単価、対象者数(件数)等が明確に分かるように記入して下さい]			
別紙生駒市人権教育研究会予算書のとおり				
(7) 国・県からの補助金の概要	補助率、補助基準等			
	[市単による上乘せがある場合は、その内容]			
	[国、県等の補助金が創設された経緯・目的]			

(8)から(12)は団体への補助の場合のみ記入してください。

(8) 交付先(団体等名)	生駒市人権教育研究会	(9) 団体等の構成人数	838 人
(10) 交付先の構成団体の名称(別紙添付でも可)			
(11) 当該補助金の交付の他に交付先に対し行っている助成状況(該当項目全てに○)			
項 目		積算根拠又は内容	金 額
市が事務局業務を行っている		人 × 6,600 千円 =	0 千円
場所や備品、消耗品等無償貸与している			千円
有料施設等の減免を行っている			千円
有料施設等の使用料の補助を行っている			千円
その他			千円
(12) ((11)で該当項目がある場合) そのような支援を行っている理由			

(13) 補助金総合計 (5) + (11)	1,250 千円	(14) 補助金総合計に占める人件費の割合	0.0 %
------------------------	----------	-----------------------	-------

2. 補助金制度に関する指針等への適合状況

(1) 補助金の算定根拠		適合しない理由と今後の対応
① 特定の具体的な事業に対する補助である。	<input type="radio"/>	
補助対象事業・補助対象経費		
② 補助率については補助対象経費の1/2以内、補助単価を定めるものについては、単価の設定根拠は明確である。		現時点では、補助対象経費の1/2以内の補助率では事業の遂行は不可能である。但し、今後も継続的に事業を見直しを行い、整理統合し最終的には1/2に近づけていく努力は求めている。
補助率又は単価設定根拠		
③ 補助金の交付先から、さらに他の団体等へ再交付は行っていない。	<input type="radio"/>	
再交付先の名称、件数等		
再交付の金額・内容		
(2) 補助期間		
① 補助金の終期(原則として3年)を設定している。	<input type="radio"/>	
(終期を設定している場合) 終了年月日		平成27年3月31日
(3) 実績報告等		
① 補助事業完了後、当該補助事業の成果を記載した実績報告書が提出されている。	<input type="radio"/>	
② 領収書及び契約書の写し等を添付させている。	<input type="radio"/>	
③ 1件当たり100万円以上の経費については、原本を確認している。	<input type="radio"/>	
(4) 交付先団体等の財務状況及び会計処理 ※ 団体への運営補助の場合のみご記入下さい		
① 交付先団体等は、自主財源の確保及び効率的な運営への努力をしている。	<input type="radio"/>	
② 交付先団体等において適正な監査機能を有している。	<input type="radio"/>	
③ 補助対象経費と補助対象外経費が明確に経理されている。	<input type="radio"/>	

3. 補助金交付基準による検証

(1) 公益性		
① 広く市民の福祉向上と利益の増進につながるか。	A	つながっている
〔上記のように評価した理由〕 本研究会は、市内の幼稚園・保育園・小中高校に属するすべての教員・保育士で構成される。よって、本研究会の行う人権教育は、市内の幼稚園・保育園・小中高校に属するすべての子どもたちの福祉の向上と利益の増進に結びつくものである。		
② 社会情勢や市民ニーズに適合しているか。	A	適合している
〔上記のように評価した理由〕 いじめなど教育現場における人権問題がますます深刻化する社会情勢において、すべての子どもたちに確かな人権感覚と自他共に大切にすると書いた豊かな人間関係を築く力を育む人権教育が引き続き必要とされている。		
③ 市の基本的な政策方針に合致しているか。	B	ある程度適合している
〔上記のように評価した理由〕 市は2005年12月に「人権施策に関する基本計画」を策定した。その第2章の中で人権施策の推進方向として、「生駒市人権教育推進協議会等の研究団体（中略）との連携により、地域ぐるみで人権教育を推進することができるよう、その支援に努める」とある。		
(2) 必要性		
① 市が関与する妥当性はあるか。	B	一定程度ある
〔上記のように評価した理由〕 本研究会は市内の全教職員により、自発的に組織された人権尊重の精神を涵養する教育の研究・推進を図ることを目的とする任意の団体であるが、その活動による研究成果は、公的な教育の場に還元・反映されるものであり、市が財政的に一定の支援する妥当性はあるものとする。		
② 補助金等の交付以外の代替策はないか。 (直接執行、委託等への切替など)	B	ない
〔上記のように評価した理由〕 市内の子どもたちに対して人権教育を行うことは、行政としての責任であり、その直接の担い手である教員・保育士で構成される団体に支援を行うこと以外に市が直接執行といった方法を取ることは不可能である。		
③ 創設当初の補助金の目的がすでに達成されていないか。	B	ある程度達成されている
〔上記のように評価した理由〕 各学年に応じた人権教育は継続して行われなくてはならない。		
(3) 補助の効果(成果)		
① 補助金等の交付の効果(成果)が認められるか。	A	認められる
② 補助金額に見合う効果(成果)が期待できるか。	A	期待できる
〔上記のように評価した理由(効果の測定方法等を含めて記入して下さい。) 本研究会の取り組み成果は、年1回開催される研究大会で報告・議論されている。会員は日頃から推進委員会や部会・研修会を通じて、様々な人権問題について意欲的に学習する機会を得ることで、教育現場において子どもたちの人権意識の向上に結びついている。		
(4) 補助内容の妥当性(2. 補助金制度に関する指針等への適合状況を踏まえてご記入下さい)		
① 補助の対象事業・経費及び補助金額の算定根拠は明確か。	A	明確である
② 補助金の使途は目的に沿ったものか。 (交際費、慶弔費、懇親会費等で交付目的に直結しないものに支出されていないか。)	A	目的どおりである
(5) 補助金交付を中止した場合、問題は？		
有	判断理由	短期的な影響としては会の維持はまず困難となる。中長期的な展望として、これまでに築いてきた現場における人権教育は衰退し、子どもたちの人権意識の低下、人権感覚の鈍化に伴い、いじめや不登校の増加はもとより新たな人権問題の発生が懸念される。

(6)平成22年度以降(H22年度に見直し対象外となったものは平成18年度以降)、内容等で見直しを行ったことがあるか。

有	見直し時期	毎年度
	見直しの契機	行政改革推進委員会からの提言
	見直し内容	[総額・件数・積算・補助率・その他 見直しを行った内容を具体的に明記してください。] 毎年度、事務事業を精査した見直しを実施。経費の節減により予算規模の縮小を繰り返してきた。また事業費の全額を補助金に依存していたが、平成25年度から運営費に関しては全て会員の会費で賄うなど改善を行った。
	(無と回答した場合のみ) 見直しを実施していない理由	

(7)H22年度の「補助金等の見直しに関する提言」の提言内容と異なる対応を行った理由は？(H22提言と異なる対応をした補助金のみ記入)

補助金を即廃止すれば組織内部に混乱を来し、児童・生徒の人権教育に与える影響の大きさは計り知れない。本会に対しては、予算ベースでの経費の大幅な削減目標を立て、且つ、会の自主性と中立性を保つため、自主財源確保の道筋をつけることで、今後の新たな展開を導き、ソフトランディングを図ろうとしているため。

(8)今後の方向性は？

①	継続	判断理由	生駒市人権教育研究会が果たしている社会的役割は非常に重要であるため、今後も継続して支援が必要であると考え、特に事業の継続的見直しやより効率的な運営と、更に多くの自主財源を確保する手立てを検討することを条件とする。
		②、③と判断した場合の見直し又は廃止の時期、その内容	

4. 附属データ

(1)交付実績

	平成24年度 (見込)	平成23年度	平成22年度	平成21年度	平成20年度
補助金決算額	2,498 千円	3,644 千円	3,347 千円	3,498 千円	千円
うち国県補助金	千円	千円	千円	千円	千円
うちその他財源	千円	千円	千円	千円	千円
うち一般財源	2,498 千円	3,644 千円	3,347 千円	3,498 千円	千円
交付件数実績	1	1	1	1	
当該年度交付対象数					
補助金交付・管理事務の人員費	66 千円				
職員従事者数(人・年)	0.01				

(2)・(3)は団体への運営補助の場合のみ記入してください。

(2)補助金交付先の収支状況

	平成24年度	平成23年度	平成22年度	平成21年度	平成20年度
歳出決算総額	2,499 千円	3,644 千円	3,347 千円	3,499 千円	千円
歳入決算総額	2,500 千円	3,644 千円	3,542 千円	3,592 千円	千円
うち前年度繰越金	千円	千円	千円	千円	千円
積立金(H24年度末現在高)	千円				

(3)補助金交付先に対する市の出資状況

有の場合出資額

千円

(4)他市の状況(H25年度予算ベース)

市名	金額	備考
奈良市	4,400 千円	
大和郡山市	4,428 千円	
天理市	3,150 千円	
橿原市	2,250 千円	
香芝市	0 千円	事業費については教委から委託料で支出 分担金・研修会参加費は教委から助成金で支出

生駒市人権教育研究会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、人権尊重の精神を涵養する教育の研究・推進を図るため、生駒市人権教育研究会（以下「市人教」という。）に対して予算の範囲内において補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付に関し必要な事項は、生駒市補助金等交付規則（平成20年10月生駒市規則第19号。以下「補助金交付規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 人権教育に関する各種資料の収集・調査研究・出版
- (2) 人権教育の内容・方法の研究並びに実践とその成果の交流
- (3) 人権教育に関する研究会又は講習会の開催
- (4) 関係諸団体との連携又は提携
- (5) その他市長が適当と認める事業

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、前条の事業に要する経費で市長が適当と認めるものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において市長が決定した額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 市人教は、補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 会則
- (4) 役員名簿
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定通知)

第6条 補助金交付規則第6条の規定による通知は、補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第7条 市人教は、補助事業の内容等の変更の承認を受けようとするときは、補助事業変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 市人教は、補助事業に係る年度終了後、1月以内に実績報告書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) 補助事業の経費に係る帳簿及び契約書の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

3 補助事業の経費に係る領収書又は契約書等は適正に保管し、提示を求められた場合は、当該領収書又は契約書等の原本を市長に提示しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 補助金交付規則第13条の規定による額の確定の通知は、補助金確定通知書(様式第5号)により行うものとする。

(交付の請求等)

第10条 補助金交付規則第16条の規定による補助金等の交付の請求(次項の規定による確定前の交付の請求を含む。)は、補助金交付請求書(様式第6号)により行うものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、補助金交付規則第13条の規定による額の確定をする前に補助金の一部又は全部を交付することができる。

(補助金の返還)

第11条 市長は補助金交付規則第13条の規定による額の確定を行った場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(施行の細目)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。